

自転車指導啓発重点路線（竹原警察署）

令和4年5月

この路線でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道や交差点で徐行や一時停止をしない
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 並進走行
- 右側通行



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は必ず一時停止をしましょう。

2 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 並進走行は危険！

通行の幅を取り、また、自転車同士の接触などの危険性があるのでやめましょう。

4 右側通行は危険！

右側通行は、ルールを守って走行する他の車両の迷惑となり、交差点やカーブでは交通事故を起こす危険も高くなるので、通行する時は左側を厳守しましょう。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

自転車関連事故発生状況（H29～R3合計）

区分	竹原警察署管内	
		重点路線
自転車関連事故件数	26	1



測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 2JHs 792

重点路線



【重点路線】 県道竹原港線

➤ 選定理由

- ・ 通勤・通学する自転車利用者が多い。
- ・ 道路幅の狭い歩道や、交差点が多く、自転車事故の発生が懸念される。